

所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等が設置する自宅用防犯カメラ及び自治会等が設置する街頭防犯カメラ（以下「自宅等防犯カメラ」という。）について、予算の範囲内において所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市内での犯罪の発生の抑止及び早期解決を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的に常設された撮影機器、録画機器、画像記録機器、記録媒体及びこれらに附属する機器であって、次に掲げる機能を有するもの（リース品でないもの及び未使用品に限る。）

ア 屋外を継続して撮影できること。

イ 夜間の撮影が可能であること。

ウ 防塵防水規格IP65以上の防塵防水性能を有していること。

エ 撮影した画像を記録するSDカード等のデータの取り出しができること。

(2) 自宅用防犯カメラ 自己の居住の用に供する市内の一戸建ての住宅（長屋（壁又は屋根の連続する2戸以上の住宅からなる建築物であって、共用廊下又は共用階段がないものをいう。）、二世帯住宅（一の住宅に各世帯の専用の玄関、台所、トイレ等を有し、それぞれの世帯で独立した生活が可能な住戸であるものをいう。）を含む。以下同じ。）又は共同住宅への侵入等の犯罪の予防等を目的として、次条第1号又は第2号に掲げる者によって、住宅の屋外に常時又は人の出入りを感知して録画するために令和8年4月1日以後に設置された防犯カメラ

(3) 街頭防犯カメラ 自治会等内の一定の区域における犯罪の予防等を目的として、次条第3号に規定するものによって主に屋外の公共空間を常時録画するために設置される防犯カメラ

(4) 画像 防犯カメラによって収集された画像、映像又はそれらに係る情報

- (5) 自治会等 地縁に基づき、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的に形成され、現にその活動を行っている団体であって、市に自治会等として届出されている自治会及び町内会等
(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、市税（所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げる税目をいう。）の滞納がないものであって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人であって、補助金の申請時において、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 自宅用防犯カメラを設置する一戸建ての住宅で居住実態があり、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。

イ 自宅用防犯カメラを設置する一戸建ての住宅の所有者又は世帯主であること。

- (2) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体（以下「管理組合」という。）

- (3) 自治会等

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第1条の目的の達成に資する防犯カメラの設置事業とし、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）、設置場所、撮影範囲等の補助対象要件及び補助金額等は、別表のとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラ購入費（防犯カメラとしての機能が主たる機能である機器の購入費に限る。）
- (2) 録画に要するSDカード等の電磁記録媒体購入費（1枚に限る。）。ただし、防犯カメラに既に電磁記録媒体が付属している場合は、対象としない。
- (3) 防犯カメラの設置のみを対象とした工事に要する費用であって、防犯カメラの購入と一体となつて行うもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、補助対象経費としない。

- (1) 防犯カメラの保守、修繕等の維持管理に要する費用並びに移設、撤去及び処分に要する費用
- (2) 防犯カメラを設置するための手続に要する費用（送料を含む。）
- (3) 防犯カメラの設置後に生じる消耗品、電気料金、回線使用料等の費用
- (4) 土地、建物等の使用、取得又は補償に要する費用
- (5) その他市長が不相当と認めるもの
(交付の申請)

第6条 交付の申請の手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 自宅用防犯カメラ 申請者は、防犯カメラを設置した後に、次に掲げる書類を提出するものとする。

ア 所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付申請書兼請求書（自宅用）
（様式第1号）

イ 防犯カメラであることが確認できるカタログ又はパンフレット等

ウ 防犯カメラの領収書等（購入日、購入金額及び販売店等の購入先の名称の記載があるもの）

エ 防犯カメラを設置したことが分かる写真

オ 申請者の自宅の全景が分かる写真

カ 賃貸住宅の場合、所有者又は建物管理者が防犯カメラの設置を承諾したことが分かる書類

キ 共同住宅の場合、管理組合が防犯カメラの設置を承諾したことが分かる議事録等の写し

- (2) 街頭防犯カメラ 申請者は、防犯カメラを設置する前に、次に掲げる書類を提出するものとする。

ア 所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付申請書（街頭）（様式第2号）

イ 防犯カメラのカタログ又はパンフレット等

ウ 補助対象経費に係る見積書

エ 設置場所の所有者又は管理者が防犯カメラの設置を承諾したことが分かる書

類の写し

オ 所沢市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づき自治会等が策定した街頭防犯カメラ設置及び運用に関する基準（以下「設置運用基準」という。）

カ 自治会等が防犯カメラの設置を決定したことが分かる議事録等の写し

キ 防犯カメラの設置予定場所及び撮影範囲が分かる地図又は図面等

2 補助金の申請を行うことができる期間は、毎年度市長が別に定める。

3 第1項の規定による申請は、一戸建ての住宅にあつては年度にかかわらず住戸ごとに1回限り、共同住宅又は自治会等が設置するものにあつては1年度につき1回限りとする。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該申請に係る補助金の交付を決定し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により申請者に通知するものとする。

(1) 自宅用防犯カメラ 所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付決定通知書兼振込通知書（自宅用）（様式第3号）

(2) 街頭防犯カメラ 所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付決定通知書（街頭）（様式第4号）

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要と認めるときは条件を付すことができる。

（交付決定事業の変更）

第8条 前条第1項第2号の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が当該交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容を変更しようとするときは、所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金変更承認申請書（様式第6号）に必要書類を添付して、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときはこれを審査し、承認の可否を決定し、所沢市自

宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第9条 市長は、第7条第1項の規定により補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかに所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者が交付決定事業を完了したときは、完了後30日以内又は市長が別に定める期日のいずれか早い日までに、所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金実績報告書兼請求書（様式第9号）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金確定通知書兼振込通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の支払）

第12条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに、指定された金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

- (1) 自宅用防犯カメラ 第7条第1項第1号の規定により補助金の交付を決定した日から起算して30日
- (2) 街頭防犯カメラ 前条の規定により補助金の額を確定した日から起算して30日

（補助金の返還）

第13条 市長は、第9条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合に

において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(延滞金)

第14条 補助金の交付を受けた者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を納付しなければならない。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の返還に係る延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(調査等)

第15条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(財産管理及び画像管理の遵守事項)

第16条 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実施した補助対象事業により取得した財産等を適正に管理すること。
- (2) 市長の承認を受けずに、実施した補助対象事業により取得した財産等を譲渡し、貸し付け、又は担保に供しないこと。ただし、当該補助対象事業の完了の日から5年間に経過したときは、この限りでない。
- (3) 補助金に係る関係書類等を実施した補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- (4) 取得した画像は、記録時の状態のままで保存し、加工等をしないこと。
- (5) 画像の取得及び管理にあつては近隣住民のプライバシー保護に配慮すること。
- (6) 画像及び画像から知り得た情報等をみだりに第三者に漏らさないこと。
- (7) 取得した画像を第1条の目的以外のために利用し、又は提供し、若しくは閲覧させないこと。
- (8) 画像の保存期間を概ね2週間とし、保存期間の終了した画像は確実に消去すること。
- (9) 防犯カメラが不要となった場合には、データを完全に消去するなどした上で撤去すること。

(市の免責)

第17条 市は、防犯カメラの設置、管理及び運用に係る事故並びにそれらによって生じる損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第4条関係)

	申請者	設置場所	撮影範囲等	補助金額等
自宅用防犯カメラ	自宅用防犯カメラを設置する住宅の所有者又は世帯主である者	申請者が居住する自宅の敷地(以下「敷地」という。)内	原則敷地内。やむを得ず敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る建物等の所有者、使用者又は管理者に事前説明を行い、同意を得ること。	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、2万円を上限とする。
	管理組合の代表者等	自宅用防犯カメラを設置する共同住宅の建物外部を撮影できる共用部分であって、原則として建物の内部を撮影しない場所	自宅用防犯カメラを設置する共同住宅の建物の外部。やむを得ず当該建物の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る建物等の所有者、使用者又は管理者に事前説明を行い、同意を得ること。	
街頭防犯カメラ	自治会等の代表者等であって、設置運用基準に規定された設置者又は運用責任者	屋外の公共空間(設置場所の所有者又は管理者の承諾を得ている場合に限る。)	道路、公園その他の不特定多数の者が自由に往来し、又は出入りする場所。やむを得ず特定の住宅等が撮影範囲に入る場合は、当該住宅等の所有者、使用者又は管理者に事前説明を行い、同意を得ること。	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、20万円を上限とする。

備考 補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付申請書兼請求書（自家用）

年 月 日

（宛先）所沢市長

住 所	郵便番号
氏 名	ふりがな
電 話 番 号	
E メ ー ル	

所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定に基づき、購入した防犯カメラを設置したので、次のとおり補助金の交付を申請及び請求します。

1 申請（請求）の概要

購入費用（税抜き）(A)		
交付申請額及び請求額	, 0 0 0 円	※算出方法 (A)×1/2 (1,000円未満切り捨て) 上限額 20,000円
防犯カメラ（撮影機器）メーカー名		
防犯カメラ（撮影機器）機種名・型式		
付属機器		
データ保存方法	1 SDカード・2 microSDカード・3 ハードディスク・4 クラウド 5 その他（ ）	
設置日	年 月 日	

2 振込口座（申請者名義の口座をご記入ください。）

金 融 機 関 名		支 店 名	本店・支店 出張所・支所			
預 金 種 別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口 座 番 号				
口 座 名 義 人	ふりがな					

3 添付書類

- (1) カタログ又はパンフレット
- (2) 領収書等
- (3) 防犯カメラを設置したことが分かる写真
- (4) 自宅の全景が分かる写真又は設置した建物の全景が分かる写真
- (5) 賃貸住宅の場合、所有者又は建物管理者が設置を承諾したことが分かる書類
- (6) 共同住宅の場合、管理組合が設置を承諾したことが分かる書類

4 誓約・同意事項

本申請に伴い、市が申請者の住所及び市税納入状況について確認すること、市が設置状況を確認するため申請者が不在の場合であっても敷地内に立ち入ることを承諾します。

また、次のいずれかに該当する場合、画像の提供及び閲覧させることに同意します。

- (1) 警察の捜査関係事項照会に対応する場合
- (2) 裁判官の発する令状に基づく審査に対応する場合
- (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合

所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付申請書（街頭）

年 月 日

（宛先）所沢市長

住 所	郵便番号
申 請 者	ふりがな
	自治会・町内会名、肩書、代表者（設置者）
電 話 番 号	
E メ ー ル	

所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付要綱第6条第1項第2号の規定に基づき、防犯カメラを設置したいので、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 申請の概要

購入費用（税抜き）(A)		
交付申請額	, 0 0 0 円	※算出方法 (A)×1/2 (1,000円未満切り捨て) 上限額 200,000円
防犯カメラ（撮影機器）メーカー名		
防犯カメラ（撮影機器）機種名・型式		
付属機器		
データ保存方法	1 SDカード・2 microSDカード・3 ハードディスク・4 クラウド 5 その他（ ）	

2 振込口座（申請者である自治会等及び設置者又は運用責任者名義の口座をご記入ください。）

金 融 機 関 名		支 店 名	本店・支店 出張所・支所			
預 金 種 別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口 座 番 号				
口 座 名 義 人	ふりがな					

3 添付書類

- (1) カタログ又はパンフレット
- (2) 見積書
- (3) 設置場所の所有者又は管理者が設置を承諾したことが分かる書類の写し
- (4) 所沢市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づき策定した街頭防犯カメラ設置及び運用に関する基準
- (5) 設置を決定した自治会等の議事録等の写し
- (6) 設置を予定している場所及び撮影範囲が分かる地図等

4 誓約・同意事項

本申請に伴い、市が申請者の住所及び市税納入状況について確認すること、設置状況を確認するため申請者が不在の場合であっても敷地内に立ち入ることを承諾します。

また、次のいずれかに該当する場合、画像の提供及び閲覧させることに同意します。

- (1) 警察の捜査関係事項照会に対応する場合
- (2) 裁判官の発する令状に基づく審査に対応する場合
- (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合

様式第3号

第 号
年 月 日

所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付決定通知書兼振込通知書（自宅用）

様

所沢市長



年 月 日付けで申請のあった所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金については、審査の結果、次のとおり決定したので、所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付要綱第7第1項第1号の規定により通知します。なお、補助金は、申請時に指定のあった口座に、本通知日から30日以内に振り込みます。

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 交付の条件
- 3 その他

様式第4号

第 号
年 月 日

所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付決定通知書（街頭）

様

所沢市長



年 月 日付で申請のあった、所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金については、審査の結果、次のとおり決定したので、所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付要綱第7条第1項第2号の規定により通知します。

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 設置場所
- 3 交付の条件
- 4 その他

様式第5号

第 号
年 月 日

所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金不交付決定通知書

様

所沢市長



年 月 日付けで申請のあった、所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金については、審査の結果、次のとおり不交付と決定したので、所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 不交付の理由

様式第 6 号

所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

住 所	郵便番号
氏 名	ふりがな
	自治会・町内会名、肩書、代表者（設置者）
電話番号	
Eメール	

所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

交付決定通知 番号（日付）	第 年 月 日 号	
変更内容		
変更の理由		
	変更前	変更後
補助対象経費	円	円
交付申請額	円	円
添付書類	1 変更前と変更後の内容が比較できる書類 2 変更後の経費の内容が明記されている工事契約書、売買契約書又は見積書の写し 3 その他変更する内容が確認できるもの	

様式第7号

第 号
年 月 日

所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金変更承認（不承認）決定通知書

様

所沢市長



年 月 日付けで申請のあった、所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金変更承認申請については、審査の結果、次のとおり承認の可否を決定したので、所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

変更を承認することとします。

- 1 変更後の補助金の交付額 金 _____ 円
- 2 交付の条件
- 3 その他

変更を承認しないこととします。

- 1 理由
- 2 その他

様式第8号

第 号
年 月 日

所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付決定取消通知書

様

所沢市長



年 月 日付け第 号により補助金の交付を決定した所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消しましたので、所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

1 取消理由

様式第9号

所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金実績報告書兼請求書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

住 所	郵便番号
氏 名	ふりがな
	自治会・町内会名、肩書、代表者(設置者)
電話番号	
Eメール	

所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり添付書類を添えて報告し、補助金の交付を請求します。

請求の概要

交付決定通知 番号(日付)	第 年 月 日 号
補助対象経費	円
交付請求額	, 0 0 0 円
防犯カメラ 設置数	基
設置場所	

様式第10号

第 号
年 月 日

所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金確定通知書兼振込通知書

様

所沢市長



年 月 日付けで実績報告のあった、所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金については、審査の結果、次のとおり確定したので、所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。なお、補助金は、この通知の通知日から30日以内に申請時に指定のあった口座に振り込みます。

- 1 交付確定額 金 円
- 2 防犯カメラ設置数 基
- 3 設置場所